

目次

第1条（本規程の適用）	3
第2条（本規程変更）	3
第3条（用語の定義）	3
第4条（提供するサービス）	4
第5条（本サービス契約の契約単位）	5
第6条（本サービス契約申込みの承諾）	5
第7条（契約を開始した月及び契約が終了した月の月額料金）	6
第8条（権利義務の譲渡の禁止）	6
第9条（本契約者による契約解除）	6
第10条（停止及び解除）	6
第11条（本サービス提供の終了）	7
第12条（当社による本サービス契約解除）	7
第13条（月額料金の支払義務）	7
第14条（延滞利息）	8
第15条（料金計算方法等）	8
第16条（修理サービス、代替品提供サービス）	8
第17条（補償の上限）	9
第18条（提供に関する注意事項）	9
第19条（修理サービス、代替品提供サービスのみなし完了）	10
第20条（補償提供時の送料・訪問費用の負担）	10
第21条（補償の対象外）	10
第22条（補償対象機器の内部データ）	10
第23条（補償の請求のキャンセル）	11
第24条（免責事項）	11
第25条（個人情報の取扱）	11
第26条（責任の制限）	12
第27条（利用に係る契約者の義務）	12
第28条（法令に規定する事項）	13
第29条（準拠法）	13
第30条（紛争の解決）	13
第31条（債権の譲渡）	13
別記1（料金の支払い）	15
別記2（契約の再開）	15

別記 3 (本サービスの対象となる機器)	16
別記 4 (補償上限金額及び補償上限回数)	17
別記 5 (補償対象機器の条件)	17
別記 6 (補償対象外及び免責事項)	18
別記 7 (取得するパーソナルデータ)	19

第1条（本規程の適用）

中部テレコミュニケーション株式会社（以下「当社」といいます。）は、本契約者に対し、このコミュファ光修理サポートサービス利用規程（以下「本規程」といいます。）を定め、これにより、補償対象機器に対して適用される修理サービス及び代替品提供サービスからコミュファ光修理サポート（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（本規程変更）

当社は、民法の定めに従い、契約者の承諾を得ることなく、本規程を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の本規程及びその効力発生時期を、本サービスに係るWebサイト又は当社の運営するホームページに掲載して周知するものとします。また改定された本規程は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は変更後の規程によります。

第3条（用語の定義）

本規程（別記を含む）にて使用する用語は、当社が別に定める約款及び規程に基づくほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約者	当社と本サービスの契約を締結している者
申込者	当社に本サービスの契約を申込んだ者
補償対象機器	別記3（本サービスの対象となる機器）、別記5（補償対象機器の条件）に定める条件を満たす機器
修理サービス	補償対象機器を修理すること
代替品提供サービス	補償対象となる故障又は破損が生じた補償対象機器について、修理サービスが適用不可能な場合又は修理費用が補償上限金額を超える場合、当該機器と同種であれば、当社が指定する機器製品一覧より契約者が選択した機器を、当社が本契約者に対して提供すること
補償	当社が本契約者に対して修理サービスもしくは代替品提供サービスを提供すること
修理等申請書	当社が別に定める、補償の請求において契約者が提出する書類
修理費用	修理サービスにおいて必要となる部品代、作業費、出張費、修理後の補償対象機器の本契約者への発送費
代替品提供費用	代替品提供サービスにおいて必要となる提供する代替品の価格、及び代替品の発送費
補償上限金額	当社が別記4（補償上限金額及び補償上限回数）に定める、補償時の上限金額

年間補償累計回数	第4条第1項で定める本サービスの提供開始月を起算月とした1年間ごとにおける、本サービスによって補償を受けた累計回数
補償上限回数	当社が別記4（補償上限金額及び補償上限回数）に定める、補償上限回数
契約者負担金	当社が別途料金表に定める、補償適用する際に必要となる料金
指定配送業者	補償対象機器や代替品の配送業務等を行う、当社の指定する配送業者
引受修理	当社が、本契約者の負担により発送された本契約者の補償対象機器を受領し、修理サービスを実施した上でその完了後に当該機器を契約住所に配送すること
訪問修理	当社が、契約住所に訪問し、修理サービスを実施すること。又は当社が契約住所にて修理サービスを完了することができない場合に補償対象機器を引き取り、修理サービスを行うこと
免責期間	当社と本契約者の契約成立の月から翌月末までの間をいう。この期間、当社は、全ての本契約者に対し、修理サービスを提供しないこととする
光ネットサービス契約約款	当社の光ネットサービス契約約款（コミュファ光ネットプロバイダ体型）及び光ネットサービス契約約款（コミュファ）
光ネットサービス	光ネットサービス契約約款に定める光ネットサービス
光ネットアクセスサービス契約約款	当社の光ネットアクセスサービス契約約款（コミュファ光ネットプロバイダ選択型）及び光ネットアクセスサービス契約約款（アクセスコミュファ）
光ネットアクセスサービス	光ネットアクセスサービス契約約款に定める光ネットアクセスサービス
光ネット集合一括サービス	当社の光ネット集合一括サービス利用契約約款に定める光ネット集合一括サービス
利用回線	当社の光ネット集合一括サービス利用契約約款に定める利用回線
利用回線型サービス	当社の光ネット集合一括サービス利用契約約款に定める利用回線型サービス
利用回線契約者	当社の光ネット集合一括サービス利用契約約款に定める利用回線契約者

第4条（提供するサービス）

本サービスは、料金表に定める月額固定料金（以下「月額料金」といいます。）で、第6条第1項に定める本サービスの契約（以下「本サービス契約」といいます。）が成立した月

(以下「契約成立月」といいます。)の翌々月(以下「課金開始月」といいます)から、解除となった月まで毎月課金することで、本契約者は契約成立月の翌々月(以下「提供開始月」といいます)より本規程(別記を含む)に定める本サービスの提供を受けることができます。

第5条(本サービス契約の契約単位)

本サービス契約の契約単位は、世帯に限るものとします。

第6条(本サービス契約申込みの承諾)

本サービス契約は、申込者が予め本規程を承認し当社の指定する方法により申込みをし、当社が次に定める条件を満たしていると判断する場合にこれを承諾することにより成立するものとします。

(1) 光ネットサービス、光ネット アクセスサービス、光ネット集合一括サービス(利用回線型サービスを含みます。)(以下、これらを総称して「インターネット接続サービス」といいます。)の契約者であること、もしくは本サービス契約の申込みと同時にインターネット接続サービスへ加入申込みをしていること。

2 前項に基づく本サービス申込の承諾日は、以下のとおりとします。

(1) 申込者が既にインターネット接続サービスにご契約頂いている場合

・本サービスの申込みを当社が承諾した日

(2) 申込者が本サービスの申込みと同時にインターネット接続サービスへ新規に加入申込み頂いた場合

・インターネット接続サービスの提供開始日

3 本サービスの提供終了となる日については、本サービス契約の終了の日とします。

4 当社は、前2項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。

(1) 当社のサービスの提供が技術的な理由等により困難な場合

(2) 本契約者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがある等本規程上要請される債務の履行を怠るおそれがあると認められる場合

(3) 本契約者が当社に通知した所要事項に虚偽及び不備(書面等での名義、捺印等の相違・記入漏れ等を含む)がある場合

(4) 本契約者が未成年者又は成年被後見人で、それぞれ法定代理人又は後見人の同意が得られない場合

(5) 本契約者が、利用回線型サービスを契約している場合は、契約者とその利用回線契約者が異なるとき

(6) 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合

(7) 別に定める再加入禁止期間内である場合

- (8) 本契約者が本サービス契約に違反するおそれがあると認められる場合
 - (9) 本契約者が本条第1項に定める条件を満たしていない場合
 - (10) その他、当社の業務遂行上著しい支障がある場合
- 5 当社が、申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第7条（契約を開始した月及び契約が終了した月の月額料金）

契約成立月及びその翌月は、月額料金の支払いを要しません。解除の月は月額料金満額を請求します。

第8条（権利義務の譲渡の禁止）

本契約者は、本サービス契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

第9条（本契約者による契約解除）

- 本契約者は、本サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に当社所定の方法により通知していただきます。
- 2 本契約者は、前項に定める当社への通知を行った時点において、当社に対して既に修理サービス又は代替品提供サービスの提供を受けている場合は、そのときに限り本サービス契約に基づき本サービスを利用することができます。本契約者が当社に対して本契約解除の通知した日以降に発生する契約者負担金等については、本契約者が支払うものとします。

第10条（停止及び解除）

- 当社は、本契約者において料金表に定める月額料金の支払を遅延した場合、支払いを怠るおそれがある場合、本規程に違反する行為があったと認められる場合又はそのおそれがある場合は、本契約者に催告した上で本サービスの提供を停止あるいは本サービス契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は第9条（本契約者による本サービス契約解除）の規定に準じて取り扱います。
- 2 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、本サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その本サービス契約を解除することがあります。
- 3 当社は、当社又は本契約者の責めに帰すべからざる事由により、本サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で本サービスを提供できなくなる場合、本サービス契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に本契約者に通知するものとします。

- 4 当社は、当社が本サービスの提供を行わないと判断する事実が解消されない、又は解消の見込みが無いと判断した場合は、本契約者に対してその旨を通知し、本サービス契約を解除することがあります。

第 11 条（本サービス提供の終了）

当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本サービス契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合又は利用回線型サービスを利用している場合は、この限りではありません。

第 12 条（当社による本サービス契約解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

- (1) 第 10 条（停止及び解除）の規定により本サービスの利用を停止された本契約者が、なおその事実を解消しないとき
ただし、当社は、第 10 条（停止及び解除）のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、当社はただちに本サービス契約を解除できるものとします。
- (2) 本サービス契約に係るインターネット接続サービスの契約について、当該契約の解除があったとき
- (3) 第 11 条（本サービス提供の終了）に定めるとき
- (4) 利用回線型サービスを利用している場合は、契約者とその利用回線契約者が同一でないことについて、当社がその事実を知ったとき

第 13 条（月額料金の支払義務）

本契約者は、別に定める方法により、料金表に定める月額料金を支払うものとします。

- 2 前項によらず、本サービスの提供にあたり契約者負担金が発生した場合は、本契約者は、補償対象機器又は代替品の受け取りのときに、当社が別に指定する方法により、その修理結果のいかんにかかわらず、料金表に定める契約者負担金の支払いを要します。
- 3 料金表に定める月額料金について、本契約者は、当社が本サービスの提供を開始した日を含む月の翌々月から起算して、本サービス契約の解除があった日を含む月までの期間について支払いを要します。

- 4 料金表に定める契約者負担金について、本契約者は、修理サービス又は代替品提供サービスの提供を当社が認めた時点より、当社に対して支払義務を負います。その後、補償の請求をキャンセルした場合についても、当社の責めに帰すべき場合を除き、本契約者は、見積もり取得費用や送料等の実費相当額をご請求させていただきます。
- 5 第10条（停止及び解除）に基づき本契約者が本サービスを利用することができない場合においても、当該期間中の月額料金については支払いを要します。

第14条（延滞利息）

本契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日ま

での期間について、年14.5%の割合（閏年についても365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第15条（料金計算方法等）

当社は、本契約者が当社に対して本契約に基づき支払う料金のうち、月額料金は暦月に従って計算するものとします。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

第16条（修理サービス、代替品提供サービス）

当社は、本規程に基づき、修理サービスを提供します。なお、修理サービスの提供にあたっては、当社は、純正品以外の部品を対象機器の修理のために使用することがあります。

- 2 技術的又は部品の入手が困難である等の理由から、当社が、対象機器の修理が不可能であると判断した場合、当社は、本契約者に対して修理サービスを提供する義務を負わないものとします。このとき、当社は本契約者に対し、その旨を通知するものとします。
- 3 前項に該当する場合又は修理費用が別記4（補償上限金額及び補償上限回数）に定める補償上限金額を超える場合、当社は、本契約者の承諾をもって代替品提供サービスを提供します。本契約者が代替品提供サービスの提供を承諾しない場合は、本契約者に対して代替品提供サービスを提供する義務を負わないものとします。
- 4 代替品提供サービスにおける当社が指定する機器は予告なく変更します。
- 5 当社が本契約者に対して代替品提供サービスを提供した場合、当社へ発送した補償対象機器等についての所有権は、当該交換機器の提供と引き換えに当社に移転するものとし、本契約者は所有権を放棄し、また当社にて処分できるものとします。なお、補償対象機器がテレビである場合において、代替品提供サービスを提供した場合はその限りではなく、本契約者の責任及び費用負担にて機器を適切に処分するものとします。
- 6 引受修理又は訪問修理の完了日（修理が完了した補償対象機器を本契約者が受け取った

日)を起算日として3ヶ月以内において、修理サービスを受けた機器について同一箇所かつ同一事象の故障が発生した場合は当社の費用負担において再修理を行うものとします。

第17条(補償の上限)

当社は、別記4(補償上限金額及び補償上限回数)に定める通り本契約者に対して補償します。

- 2 修理サービスにおいて、修理費用が前項で定める補償上限金額を超える場合、本契約者が、補償上限金額を超える修理費用を契約者負担金として当社に対して支払うことを了承する場合、当社は修理サービスを提供するものとします。
- 3 前項の場合において、本契約者は修理サービスにかわり、代替品提供サービスの適用を選択することができます。その場合、代替品提供費用が別記4(補償上限金額及び補償上限回数)で定める補償上限金額を超える場合は、本契約者が補償上限金額を超える代替品提供費用について契約者負担金として支払うことを希望する場合のみ、当社は代替品提供サービスを提供します。
- 4 当社は、本契約者の年間補償累計回数が、別記4(補償上限金額及び補償上限回数)に定める補償上限回数に達した場合、年間補償累計回数が該当する1年間には本契約者に対して補償を提供しません。

第18条(本サービスの請求方法)

本契約者が、本サービスの提供を受けるためには、その旨を当社に申し出ることとします。

申し出の受付時間は、次表のとおりとします。

区分	サービス受付時間
本サービス受付時間	午前9時～午後6時(12/29～1/3を除く年中無休)

- 2 前項の場合において、その申し出た日が、免責期間を過ぎており、別記6(補償対象外及び免責事項)に定める各号のいずれかに該当しないと当社が判断する場合には、本サービスを提供します。
- 3 本契約者は、当社に対し、当社所定の方法により、補償対象となる機器の故障又は破損が発生した日を起算日として2ヶ月以内に本サービスの提供を受けるために申し出を行うものとします。
- 4 当社が補償対象と認める場合、本契約者は、その購入日を特定できる証憑(保証書又は領収書等)を当社に提示する必要があります。証憑の提示が無い場合、当社は別に定める方法により、購入日の推定を行います。
- 5 本契約者は、補償対象機器及び修理等申請書、また前項に定める証憑を、当社に宛てて

自己の責任において、定められた期間内に送付するものとします。なお、テレビに関しては、訪問による修理対応となるため、本契約者は、当社との間で行う訪問日程調整に協力して応じるものとします。

6 当社は、本契約者の機器に対して補償を行うと判断した日から2ヶ月以内に、修理等申請書、補償対象機器等が当社が指定する場所に到着しない場合は、そのサービスの提供をしないこととします。訪問の場合には、2ヶ月の間に初回の訪問を行うことができなかった場合に、提供をしないこととします。ただし、当社の責に帰す事由による場合は、その限りではありません。

7 次の各号に該当する場合には、当社は補償を提供しません。

- (1) 別記6に該当する場合
- (2) 修理等申請書の内容と故障又は破損の状況が異なる場合
- (3) 請求者が、本契約者と異なる又はインターネット接続サービスの設置場所と異なる住所を申し出た場合

第19条（修理サービス、代替品提供サービスのみなし完了）

当社が本契約者と連絡が取れない場合や、当社又は指定配送業者の責めに帰すべき事由によらず、修理が完了した補償対象機器又は代替品の配送が完了しない場合、当社が修理を完了した日又は代替品の発送日から3ヶ月後をもって、当社は補償の提供を完了したものとみなします。

2 前項の定めるところにより、当社による修理サービス又は代替品提供サービスが完了したものとみなした場合、当社が受領した補償対象機器等についての所有権は、当該交換機器の提供と引き換えに当社に移転するものとし、本契約者は所有権を放棄し、また当社にて処分できるものとします。

第20条（補償提供時の送料・訪問費用の負担）

当社は修理サービスの提供にあたり、引受修理に係る補償対象機器の発送については、本契約者の責任と費用負担にて行うものとします。

2 当社は修理サービスの提供にあたり、訪問修理に係る訪問費用については当社が負担する修理費用に含むものとします。

第21条（補償の対象外）

別記6（補償対象外及び免責事項）に定める各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、本契約による補償の対象外とします。

第22条（補償対象機器の内部データ）

本契約者が、修理サービス、又は代替品提供サービスを受ける場合、補償対象機器及び付

属品等に記録されたデータ等について、当社は一切の責任を負いません。本契約者の責任のもとバックアップ及び消去を実施後、補償の請求を行うものとします。

第 23 条（補償の請求のキャンセル）

第 18 条（本サービスの請求方法）に基づき補償の請求があった場合でも、当社が認める場合は、補償対象機器等の修理が行われていない又は代替品を発送していない場合において、本契約者は補償の請求をキャンセルすることができます。この場合、第 17 条（補償の上限）に定める年間補償累計回数には含みません。ただし、第 13 条（月額料金の支払義務）に定める契約者負担金はお支払いいただきます。年間補償累計回数を消費することで契約者負担金の一部（キャンセル費用）を充当することが可能です。

2 本契約者は当社に請求した引受修理に係る補償対象機器の発送日若しくは訪問修理に係る訪問希望日又は補償対象機器等の変更がある場合には、当社所定の手続きに従って速やかに当社に通知していただきます。

第 24 条（免責事項）

当社は、第 10 条（停止及び解除）、第 11 条（本サービス提供の終了）、第 12 条（当社による本サービス契約解除）の規定により本サービスの利用停止、ならびに本サービス提供の終了に伴い生じる本契約者の損害について、一切の責任を負いません。

2 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、当社が指定するホームページ等により、本契約者に通知します。

3 当社は、電話による問診、訪問による問診、修理サービス又は代替品提供サービスの提供をもって、補償対象機器の故障又は破損の完全な解消等を保証するものではありません。

第 25 条（個人情報の取扱）

本契約者は、本サービスの提供に不可欠な、当社が業務を委託する他の事業者から請求があったときは、当社がその本契約者の氏名、住所、その他、当社に届け出た情報等を、その事業者に通知する場合があることについて、同意して頂きます。

2 本契約者は、当社が本サービス提供の過程において本契約者の個人情報及び別記 7（取得するパーソナルデータ）に定める範囲に限る情報（以下「パーソナルデータ」といいます）を取得及び保管する場合があることについて、同意して頂きます。

3 当社は、前項の規定により本契約者から知り得た個人情報及びパーソナルデータについては、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

4 当社は、本サービスを提供するにあたり、当社の業務委託先及び保険サービスの提供会社である au 損害保険株式会社に対し、本契約者の個人情報、及び本契約者が当社に届け

出た情報を提供する場合があります。

第 26 条（責任の制限）

当社は、本サービスの提供により本契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る料金を上限として、本契約者に損害賠償責任を負うものとします。ただし、当該損害が当社の故意又は重過失による場合は、この限りではありません。また、以下の各号に該当する損害については、いかなる場合においても当社は一切責任を負いません。

- (1) 本契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害
- (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害
- (3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害
- (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した本契約者の損害

第 27 条（利用に係る契約者の義務）

本契約者は、本サービスの利用にあたり、以下に定める条件を満たしていただきます。

- (1) 訪問修理を受ける場合、修理作業を実施する際に、本契約者が、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の利便（電話又は通信回線等の使用を含む）を当社に対して無償で協力を行うこと。
- 2 当社が本サービスの提供に必要な協力を本契約者に求めたときは、本契約者は当社に対し次の各号に定める協力を行っていただきます。
 - (1) 本契約者の ID やパスワード等の入力
 - (2) その他必要な情報（操作説明書等を含む）の提供
 - (3) 補償対象機器等に機密情報がある場合における、本サービスの提供前の本契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施
 - (4) その他、本サービスの提供のために当社が必要と認める事項の実施
- 3 前 2 項の規定のほか、本契約者は次のことを遵守頂きます。
 - (1) 本契約者は、当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと
 - (2) 本契約者は、本サービスを違法な目的で利用しないこと
 - (3) 本契約者は、第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
 - (4) 本契約者は、法令、本規程若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
 - (5) 本契約者は、本サービスの専用受付電話番号の適正な管理に努めること
 - (6) 本契約者は、その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと

第 28 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 29 条（準拠法）

本規程の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 30 条（紛争の解決）

本約款に関する訴訟については、その債権額に応じて名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第 31 条（債権の譲渡）

本契約者は、当社が第三者に、当社が有する本契約者の月額料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

料金表

1. 月額料金

単位	料金額（月額）
1の契約単位ごとに	税抜 550 円(税込 550 円※)

※税込価格：機器損害金に消費税相当額(消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額)を加算した額とします。

2. セット割引

- (1) 本サービス及びコミュファ光 安心サポート Plus ご利用規程に規定される安心サポート Plus サービス（以下、「安心サポート Plus サービス」とします。）の契約を締結し双方のサービスにおいて月額料金が発生している契約者について、1の料金月ごとに次表に定める料金額を減額します。

区分	料金額
本サービス及び安心サポート Plus サービスの双方の月額料金が発生した日を含む料金月から起算して 12ヶ月目までの各料金月	税抜 ▲100 円(税込 110 円※)

※税込価格：機器損害金に消費税相当額(消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額)を加算した額とします。

- (2) 当社は、本減額適用を受けている契約者について、減額対象期間内に本サービス又は安心サポート Plus サービスの契約解除があった場合には、(1)の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

3. 契約者負担金

修理サービス及び代替品提供サービスの提供において、補償上限金額を超える場合の超過金額をいいます。

※補償上限金額の超過額については、修理後の補償対象機器又は代替品の受渡し時に代引き請求します。

別記

別記1（料金の支払い）

第13条（月額料金の支払義務）に規定する料金の支払い方法については、次に定めるところによります。

- 1 本サービスの料金は、料金表に定める月額料金に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を支払っていただきます。
- 2 当社は、本サービスの料金を当社インターネット接続サービスの利用料金に合算して請求し、本サービスの契約者は、当社インターネット接続サービスの料金等の支払いをする金融機関を通じて、本サービスの料金を支払っていただきます。
- 3 本サービスの契約者は、第10条（停止及び解除）による本サービスの利用停止があったときは、その期間中の料金の支払いを要します。
- 4 過払いもしくは不足が生じたときは、当社は原則、翌月の料金に充当もしくは加算します。
- 5 当社は、毎月1日から末日までを1ヶ月間として料金の計算を行います。また、特段の定めがある場合を除き、日割り計算を行いません。

別記2（契約の再開）

本サービスの契約の解除を行った場合、当社が契約解除を承諾した日の属する月の翌月から起算して10ヶ月目の月末時点まで、本サービスの再加入申込みを承諾しないものとします。

別記3（本サービスの対象となる機器）

補償対象機器
<ul style="list-style-type: none">・ テレビ・ パソコン（デスクトップ型、ノート型、タブレット型）・ タブレット端末（iPad、Android等）・ 周辺機器（※） ※家庭用ルータ、ゲーム機、家庭用プリンター、外付けHDD

※注意事項

- ・ 補償対象機器の台数制限はなく、事前登録もないものとしします。
- ・ 補償対象機器は、本契約に係るインターネット接続サービスに直接又はパソコン等を介して間接的に接続が可能であるものとしします。
- ・ パソコンは、ノートブック型、デスクトップ型、タブレット型のいずれかに該当し、当社が認めるものとしします。
- ・ パソコン及びタブレット端末については、携帯電話通信会社等より販売された機器や当社において修理が出来ない機器は補償対象外としします。
- ・ 携帯電話やスマートフォン、補償対象機器の付属品（アダプター、ケーブル、マウス、キーボード、リモコン等）、消耗品（バッテリー、インク、記録媒体等）は補償対象外としします。
- ・ テレビは、家庭内で据え置きで使用される、ブラウン管を除いた 20 インチ以上のテレビに該当すると当社が認めるものとしします。
- ・ 契約者が法人の場合、法人の代表者の個人利用の機器に限定しします。
- ・ 個人向け機器であっても業務用途で利用されている機器は補償対象外としします。
- ・ 法人用ルータ、法人用プリンター等の当社が修理が出来ない法人向け機器は補償対象外としします。
- ・ その他、補償対象機器の条件については別記5（補償対象機器の条件）に定める通りとしします。

別記4（補償上限金額及び補償上限回数）

補償上限金額（税込）	テレビ：60,000円 パソコン：50,000円 タブレット端末：30,000円 周辺機器：10,000円
補償上限回数	2回/年（1回あたり1台）

※注意事項

- ・補償上限金額は、補償1回における上限金額となります。
- ・上記補償上限金額の適用は、本契約者が所有する補償対象機器の端末種類によります（修理サービス、代替品提供サービス後に提供される機器の端末種類ではありません）。
- ・補償上限金額に満たない場合でも、次回の補償に繰り越されることはありません。
- ・補償上限回数は、本サービスの提供開始月を起算月とした1年間ごとの本サービスによる補償を受けた累計回数を表します。
- ・機器の完全な修理に当たっては補償上限金額を超える金額が掛かることが判明した場合において、補償金額上限までの修理を行い、修理後の機器を本契約者に返送する等のことはいたしません。

別記5（補償対象機器の条件）

以下に定める補償対象機器の条件全てに合致するものとして当社があらかじめ認めている機器であること。

1. 日本国内で販売されたメーカー純正品であること
2. 日本国内で購入、及び修理可能なもの
3. 自然故障（取扱説明書、添付ラベル等の注意書きにしたがった正常なご使用状態のもとで発生した電氣的、機械的故障）の補償の請求については、次のいずれかの日から5年間を経過していないもの
 - (1) 本契約者が当社に対して提示する補償対象機器の新品としての購入を証明するものと当社が認めた証憑（保証書、レシート等）に記載された購入日
 - (2) 当社が(1)で確認できない場合において、補償対象機器の発売開始の日又はそれに相当すると判断した日
4. 本契約に係るインターネット接続サービスに接続され使用されていること

5. 本契約者又は同居の親族が保有するものであること
6. 本サービスの提供開始月時点において正常に動作し、不具合を生じていないこと
7. レンタル、リースなどの貸借の目的になっていないこと
8. 過去に当該機器のメーカー修理拠点以外で修理されたものではないこと
9. 過去に当該機器のメーカー修理拠点以外で加工、改造（パソコンの場合はメモリ増設を除く）されたものではないこと
10. 違法な拾得物又は第三者が紛失又は盗難の被害に遭ったものではないこと

別記6（補償対象外及び免責事項）

次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、本契約による補償が受けられないものとします。

- ・ 免責期間及び 第 10 条（停止及び解除）第 1 項で定める利用停止期間に発生した故障又は破損
- ・ 補償対象機器に補償対象となる故障又は破損が生じていると当社が判断できない場合
- ・ 補償対象機器の補償対象となる故障又は破損以外の損害、付随的損害又は間接的損害（本契約に基づく本サービスの提供の遅滞により生じたもの）
- ・ 他の補償制度により補償の請求可能な損害（メーカー保証、第三者が提供する延長保証に加入している場合にはその延長補償制度、その他の保険を含む）
- ・ 補償対象機器のメーカーがリコール宣言を行った後の、リコール原因となった部位に係る故障又は破損
- ・ 補償対象機器の修理、清掃、解体、組み立て等の作業上の過失によって生じた損傷、及び不適切な設置、修理、加工、改造（シリアルナンバーの除去、プリンターの純正品以外のトナー利用及び改変を含む。ただしパソコンの場合はメモリ増設を除く。）により生じた故障又は破損
- ・ 補償対象機器の輸送中に生じた故障又は破損
- ・ 屋外での利用により生じた故障又は破損
- ・ 日本国外で生じた故障又は破損
- ・ 自然消耗、サビ、カビ、むれ、腐敗、劣化、変質、変色、異物混入、電池の液漏れその他類似の事由に起因する故障又は破損
- ・ かき傷、擦り傷、剥離、ゆがみなど使用上支障のない外観の傷その他類似の不具合・通常の使用に支障をきたさない範囲の動作の不具合
- ・ 部品の一部又は全体が物理的に欠損している場合
- ・ メーカー・型番・製造番号の確認が取れない機器の故障又は破損
- ・ 3G、LTE 等の携帯データ通信など、インターネット回線に関係しないデータ通信機能の不具合
- ・ バッテリー、電池等の付属品、消耗品に生じた不具合、故障又は破損

- ・ 消耗品、有寿命部品の消耗、寿命に起因する不具合、故障又は破損
- ・ 補償対象機器の装飾品、付属品類、周辺機器（補償対象機器のケーブル、電源コード、アダプター、パソコンのマウス、キーボード類を含む）、ソフトウェア、アクセサリ、消耗品等本体以外の付属品に単独で生じた故障又は破損
- ・ フロッピーディスク、USB メモリ、CD-R、DVD などの記憶媒体に単独で生じた故障又は破損
- ・ SIM カードに関連する不具合、故障又は破損
- ・ コンピュータウイルス、データの損失若しくは破損又はソフトウェア及びオペレーティングシステムに起因する故障又は破損
- ・ 全てのソフトウェア（カスタマイズされた又は契約者の保有しているソフトウェアを含む）、及び誤作動のソフトウェア又は不良ソフトウェアであると確認された全てのソフトウェアのエラーに起因する故障又は破損
- ・ 補償の請求にあたり、補償対象機器の新規購入日を証明する証憑（保証書、レシート等）が改ざん又は改変された場合
- ・ 補償の請求にあたり、修理等申請書の提示がない場合又は改ざん又は改変された場合
- ・ 天災又は不可抗力により生じた損害（地震、噴火、風災、津波、洪水及び塩害を含むがこれに限らない）
- ・ 戦争、侵略若しくは外的の行為、対立、内線、氾濫、暴動、ストライキ、労働争議、ロックアウト又は内戦に起因する損害
- ・ 国又は地方公共団体による公権力の行使（差押及び押収を含むがこれらに限らない）に起因する故障又は破損
- ・ 放射性、爆発性そのほかの危険性核燃料物質（使用済み核燃料を含む）若しくは核燃料物質に汚染された物質（核分散産出物を含む）に起因又はこれらの性質による事故に起因する故障又は破損
- ・ 盗難、紛失、置忘れ、詐欺、横領及び第三者の加害行為による損害
- ・ 火災、破裂、爆発又は外部からの物体の落下・飛来・衝突若しくは倒壊等の偶然かつ外来の事由
- ・ 補償対象機器について取扱説明書、本体貼付ラベル等に記載の注意書等がある場合に、当該取扱説明書又は注意書等に従わないことにより生じた損害
- ・ 本契約者の故意又は重大な過失により生じた一切の損害
- ・ 補償の請求時において、支払期限を経過してもなお、本契約者がお支払いいただいていない利用料金（当社が提供するほかのサービス利用規程に係る利用料金を含む）がある場合

別記 7（取得するパーソナルデータ）

本契約者は当社が下記の目的のために下記のパーソナルデータを取得・利用することに

同意頂く必要があります。

1. 取得するパーソナルデータ

・ハードウェア情報

-メーカー名／モデル名／型番／機器種別

-電源オン、オフ状態／エラー情報／故障情報等の機器に保持されているログ等

・ソフトウェア情報

-オペレーティングシステムに関連する情報（Windows OS 名、バージョン等）

2. パーソナルデータの利用目的

取得したパーソナルデータは、故障機器が補償対象機器であることを確認するために利用します。

附則

(実施期日)

第1条 この規程は、平成30年1月17日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この規程は、令和元年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この規程は、2021年2月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改定規程は、2025年4月1日から実施します。